

平成30年度

射水市国民健康保険事業計画書（案）

1 基本方針

本市の国民健康保険財政については、被保険者の減少等により保険税収入が減少する一方、高度な医療等による一人当たりの医療費の増嵩等により、平成27年度以降において収支不足となっている。このため、平成27年度は1億6千万円、平成28年度は1億3千万円を国民健康保険事業財政調整基金から繰入れて収支均衡を図っている。なお、平成29年度においても収支不足を見込んでいるところである。

平成30年度からは、県が市町村とともに国民健康保険の保険者となり、県が定める県内の統一的な運営方針に基づき事業運営を行うこととなる。

また、財政運営の責任主体が県へ移行することに伴い、市が徴収する保険税については納付金として県へ納める仕組みとなる。

県が算定した本市の平成30年度の納付金については、国・県の激変緩和措置により負担の軽減が図られたが、一方では、平成28年度の前期高齢者交付金の精算金が上乗せされている。

このことから、平成30年度の財政見通しについては、精算金の影響もあり、収支不足が見込まれることから、国民健康保険事業財政調整基金からの繰入れで収支均衡を図ることとし、保険税率の改定は行わないこととする。

なお、国民健康保険財政の安定化をめざすため、引き続き保険税の収納率向上対策及び医療費適正化対策等に取り組むとともに、被保険者の健康寿命の延伸をめざし、保健事業に取り組むものである。

2 重点事項

(1) 収納率向上対策の推進

本市の国民健康保険税の平成27年度現年度収納率は95.7%、平成28年度現年度収納率95.9%であり、高い水準を維持している。

収納率の向上は、国保財政の安定には不可欠であり、財務管理部で組織する「射水市市税収納率向上対策委員会」を設置し、国民健康保険税をはじめとする市税の収納率の向上を図っている。

収納率の向上対策として、下記の取組により一層の収納率の向上に努める。

- ① 収納体制の充実・強化
- ② 口座振替の推進
- ③ 滞納者対策の強化

(2) 医療費適正化対策の推進

収納率の向上とともに、国保財政の安定化に不可欠であり、下記の取組により一層の医療費適正化に努める。

- ①レセプト点検の強化
- ②後発医薬品の普及啓発
- ③被保険者への情報提供
- ④適正な給付等を行うための取組

(3) 保健事業の推進

被保険者の疾病の早期発見により重症化を予防することで、健康寿命の延伸及び医療費適正化を図るため次の取組を行う。

- ①特定健康診査及び特定保健指導の推進
- ②保健事業の実施
- ③疾病予防事業の実施

(4) その他

- ①国保財政の収支均衡を図るため、適正な国民健康保険税についての検討を行う。
- ②被保険者資格の適用適正化の推進
- ③国民健康保険制度や各種事業の周知・普及啓発
- ④職員の資質向上

3 事業内容

事業項目	新規 / 継続	事業実施内容	実施時期	主管課
1 収納率向上対策				
(1) 収納体制の 充実・強化	継続 継続 継続 継続	・コンビニ・クレジットカード納付の実施 ・「射水市コールセンター」を設置し、現年未納者へ電話催告を実施 ・文書催告等を行い、納付相談等を実施 ・諸届け出時に収納状況を確認し、未納の場合は相談を実施	通 年 通 年 通 年 通 年	収納対策課 収納対策課 収納対策課 保険年金課

(2) 口座振替の 推進	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税通知書発行時に口座振替依頼書を同封 ・ 市の窓口で口座振替登録ができる「ページー口座振替受付サービス」の利用促進 ・ 国保加入時等窓口でチラシを配布し勧奨 	通 年	保険年金課
	継続		通 年	収納対策課
	継続		通 年	保険年金課
(3) 滞納者対策 の強化	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者証交付前の納付相談 ・ 納付状況に応じて短期証、資格証の交付 ・ 悪質な滞納者には差押等の滞納処分を実施 	9 月	保険年金課
	継続		通 年	保険年金課
	継続		通 年	収納対策課
2 医療費適正 化対策の推進				
(1) レセプト点 検の強化	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ レセプト管理システムによる資格照合及び給付点検の実施 ・ 委託業者による内容点検・3ヶ月縦覧点検を実施 	通 年	保険年金課
	継続		通 年	保険年金課
(2) 後発医薬品 の普及啓発	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジェネリック医薬品に切り替えた場合の負担軽減額をお知らせし、医療費の軽減を図る。 ・ ジェネリック医薬品希望シール及びカードケースを配布し、普及促進に努める。 	年 2 回	保険年金課
	継続		9 月	保険年金課
(3) 被保険者へ の情報提供	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受診状況を確認することにより、自身の健康と適正受診に理解を深めてもらうため医療費通知を送付 	年 6 回	保険年金課
(4) 適正な給 付等を行うた めの取組	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外療養費の適正な給付を行うため、国民健康保険団体連合会へ審査業務を委託 ・ 第三者行為による被害に係る求償事務について、該当一覧表、新聞記事、市消防本部提供の救急搬送情報、各種給付申請書（療養費、高額療養費、葬祭費、限度額認定証）の記載により、対象者の把握に努める。 <p>また、該当一覧表を基に速やかに実態を調査するとともに、届出未提出の該当者へ</p>	通 年	保険年金課
	継続		通 年	保険年金課

<p>3 保健事業の 推進</p>		<p>は、被害届の提出を促す。</p>		
<p>(1) 特定健康診 査・特定保健 指導等事業の 推進</p>	<p>継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 40歳から74歳までの被保険者を対象にメタボリックシンドロームに着目した健康診査を実施する。また、生活習慣病の発症や重症化を予防するため、保健指導を実施 	<p>6月～ 10月</p>	<p>保険年金課 保健センター</p>
	<p>継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 糖尿病リスクを信号機に例えた健診結果通知を配布し、自身の健康状態を認識してもらう。 	<p>通 年</p>	<p>保険年金課</p>
	<p>継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診未受診者を対象にはがき及び電話による受診勧奨を実施 	<p>8月～ 9月</p>	<p>保険年金課</p>
	<p>新規</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診未受診者を対象に、休日集団健診を実施 	<p>12 月</p>	<p>保険年金課</p>
	<p>継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査受診者を対象に結果説明会を実施し、継続受診の重要性を伝える。 	<p>12・2月</p>	<p>保険年金課</p>
<p>(2) 保健事業 の実施</p>	<p>継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保と保健センターが共同で、事業内容を掲載した「大人の健康カレンダー」を全世帯に配布し、健康管理意識の啓蒙を図る。 	<p>4 月</p>	<p>保険年金課 保健センター</p>
	<p>継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活の中で運動習慣の定着化を図り、生活習慣病を予防するため、身体すっきり教室を開催 	<p>6月～3月</p>	<p>保険年金課</p>
	<p>継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年健康診査（35～39歳）を実施し、若い世代から健診の重要性や定着化を図り健康づくりへの理解を深めてもらう。 	<p>8月～9月</p>	<p>保険年金課</p>
	<p>新規</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年健診未受診者を対象に、自宅で簡単に血液検査ができる「スマホ de ドック事業」を実施 	<p>11 月</p>	<p>保険年金課</p>
	<p>継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重複服薬者への訪問指導の実施 	<p>通 年</p>	<p>保険年金課</p>
<p>(3) 疾病予防 事業の実施</p>	<p>継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病の早期発見・早期治療を図るため、人間ドック等の受検費用の一部助成を実施 	<p>通 年</p>	<p>保険年金課</p>

4 その他 (1) 適正な国民健康保険税についての検討 (2) 資格の適用適正化の推進 (3) 国民健康保険制度や各種事業の啓発 (4) 職員の資質向上	継続	・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施 ①治療中断者への医療機関受診勧奨通知 ②糖尿病性腎症患者に対する医療と連携した保健指導の実施	通年	保険年金課 保健センター
	新規	・国保財政の収支均衡を図るため、県が示す標準保険料率を参考にした試算を実施し、適正な国民健康保険税について検討する。	通年	保険年金課
	継続	・居所不明者については、実態調査を実施し、資格喪失処理を推進する。	通年	保険年金課
	継続	・ねんきんネット情報を活用した資格の適正化に努める。	通年	保険年金課
	継続	・世帯内の被用者保険の扶養に移行可能なものを調査し、扶養申請するよう指導する。	通年	保険年金課
	継続	・ <u>学</u> 証交付者で、卒業予定を過ぎても届出のないものに、他保険に加入の場合は届けるよう指導する。	通年	保険年金課
	継続	・国民健康保険制度や各種事業について、市広報、ホームページ及びケーブルテレビによる普及・周知を図る。	通年	保険年金課
	継続	・職員の資質向上を図るため、定期的に制度の仕組み、課題等について研修する。	通年	保険年金課
	継続	・県や国保連合会等で実施する研修に積極的に参加し、情報収集や情報交換を行う。	通年	保険年金課

4 事業実施の目標値

(1) 収納率の目標 (全体)

現年分収納率	滞納繰越分収納率
96.50%	17.50%

(2) 被保険者一人当たり療養諸費費用額の目標

区 分	一 般	退 職	全 体
費用額	363,000 円	399,000 円	364,000 円

(3) 医療費三要素の目標

区 分	一 般	退 職	全 体
受 診 率	1044.00 件	1077.00 件	1045.00 件
1 件当たり日数	1.89 日	1.73 日	1.89 日
1 日当たり診療費	13,900 円	14,700 円	14,000 円

※受診率：被保険者 100 人当たりの受診件数 (単位：件/100 人)

(4) レセプト点検による財政効果の目標 (一般被保険者)

区 分	資 格 点 検	内 容 点 検	計
一人当たり効果額	1,480 円	310 円	1,790 円

(5) 第三者行為求償事務に係る数値目標 (提出率、平均日数)

被害届の 全提出件数	世帯主等が自主 的に提出した 被害届件数	損害保険会社が 提出を代行した 被害届件数	被害届の 自主的な提出率
18 件	1 件	9 件	56%

被害届の全提出件数	国保利用開始日から 被害届受理日までの 総日数	被害届受理日までの 平均日数
18 件	1,500 日	83 日